

商品で農業や環境の分野だけでなく、医療を含め社会全般を救うなどという商品があるとは思えません。大学教授として科学者としての立場で、人間生命にかかわる事柄にまで言及しているわけですから、医学的にも相当な実証的データの積み上げがなければいけません。しかし、残念ながらそういうデータは公表されておりません。

Q. ところで EM は、自然農法の補助資材として認可されているのですか。

A. いいえ、MOA 全自連には申請もされていませんし、したがって認可もしておりません。

Q. 今後、もし EM が申請されれば、認可する可能性はあるのですか。

A. 申請されても認可されないと思いますね。なぜなら、EM のように万能資材のような効能を掲げることは、農家を惑わすことになり、自然農法の普及の妨げになるからです。EM に限らず、社会問題を引き起こしかねない資材は認可できません。

Q. このような不確かな商品が出回っていて、なにかトラブルが発生しないのでしょうか。

A. ~略~MOA 全自連としても、毅然たる対応を痛感し、岡田茂吉師の自然農法は総合的なものであり、「EM=万能」とするかのような農法は、環境、土壤等に合致した「土づくり」を第一義とする「自然農法」ではない、との見解の下、調査とともに具体的な対策にあたっております(『MOA 自然農法ガイドライン』七一・七三頁)。

この EM や比嘉に対する批判は、実証的データの有無と科学的限定性のもとで行われており、科学的な批判であると言える。この批判は「MOA」自身の側にもふりかかり、科学的に行わざるをえなくさせる。すなわち、科学によってのみでしか、自分たちの自然農法を正当化できないのである。

EM の評価に対して二つの教団は対立している。しかし、EM を評価する時にとっての論理は全く同じものである。科学を領域仮説として、双方とも EM について語り、そして自分たちの自然農

法について語っているのである。すなわち、このことはかつてのように科学に対して挑戦していくのではなく、科学によって自己正当化していることを示している。こうしたことは宗教教団の社会への制度化の過程として、換言すれば、<世界救世教>が社会に適応している過程として捉えることができるかもしれない。確かに、この視点でも捉えうる。しかし、教団レベルでの視点ではなく、全体社会に視点を移行させた時に、もう一つの別のことを見えてくる。社会への制度化の過程として、<世界救世教>が科学を組み込んだということは、いわば科学が社会において正当性をもっているということを示している。科学そのものが有効な「動機の語彙」として作用しているということを表してもいるのである²²⁾。つまり、ここから「科学的様式化」が社会に進行しているということが言えるのである。

五 むすび

前稿の「胎教」、そして今回の<世界救世教>の事例は、近代以降の日本社会において、科学は日常生活のなかに組み込まれ、日常化し、「動機の語彙」となってきていているということを示しているだろう。このような「科学的様式化」は、日本社会での科学の制度化によって、可能になったものであるだろう。この科学の制度化の過程が考察される必要があることは言うまでもないことである。しかし、<世界救世教>の EM に対する言説の「科学的様式化」、あるいは EM やその EM にまつわる言説のそれは、科学の制度化の過程が直線的ではないことを示すものを含んでいる。すなわち、そうした言説には単なる「科学的様式化」とは異なる問題一様式が潜んでいるように見える。

EM は科学による産物である。しかし、EM にはもう一つの別の顔がある。それは、EM が現行の科学がもたらした問題—化学肥料や農薬を使用する農法の抱える環境問題やその他諸々の環境問題—を、解消するために開発されたものであるということである。換言すれば、EM そのものが現行の科学に対する批判であるということを含意と

22) Mills, C. W. (1940) 参照。